

平成27年度明蓬館高等学校学校評価について

国から構造改革特別区域計画の認定を受け川崎町が認可した明蓬館高等学校について学校評価を行いましたので公表いたします。

●根拠法令

構造改革特別区域法12条5項

特区の認定を受けた地方公共団体は学校設置会社の設置する学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。

評価基準

1=優れている 2=良い 3=おおむね満足 4=一部要改善 5=要改善

評価項目	評価における観点	評価結果	評価コメント
学校運営体制	教職員の資質・能力の育成	2	特別支援教育研修・初任者研修を定期的に行い、また、専門的知識を有している臨床心理士を採用するなど教職員の資質向上に努めている。
	生徒指導の状況	3	生徒間でコミュニケーションを図るため、ワークショップを月1回行い、人間関係を育む教育活動が実施できている。
	地域との連携	3	地域行事に参加し、地域との交流を積極的に図っている。
施設・設備の状況	教室等の設置状況	2	教室の機能・環境に問題はない。

学習指導の状況	授業の状況	3	地元の食材を使って行う調理実習を月1回開催しており、生徒が興味を持ち、積極的に授業参加をするような工夫した授業作りができています。
	適切な面接指導の実施	2	川崎本校で年5回の面接指導が実施されており、指導内容をみても適切な指導が行われている。
	問題を抱える生徒への対応	2	関係機関との連携を図り、心の問題や対人関係で問題を抱えている生徒に対し、自己肯定感を高めさせ、きめ細やかな指導を行っているため評価できる。
学校設置会社の経営状況	学校経営の安定性	3	利益は黒字となっており、今後も安定した運営が求められる。
	学校設置による経済的効果	3	教職員や特色有るカリキュラムについて地元の経験者を講師として依頼することで、雇用確保につながっている。
	学校設置による社会的効果	2	不登校・高校中退といった通常学級では適応しにくい生徒が明蓬館高等学校で学ぶことにより、豊かなコミュニケーション能力を身につけ、これから社会的自立へ向けて期待できる。